

大船渡地域商品券事業再開のお知らせ

汚損、破損商品券の交換に応じています

震災で汚損、破損した商品券を新しい商品券と交換していますので、お持ちの商品券、印鑑、身分証明書（運転免許証など）をご持参のうえ、商工会議所までお越しください。

※破損状態によっては交換に応じかねることもありますのでご注意ください。

エコポイント交換分の受け渡しを再開しました

エコポイント交換商品として、大船渡地域商品券を申請されていた方々への交換を再開しました。申請順に電話で連絡をしております。

販売店への販売を再開しました

商工会議所本所では、販売店への販売に限らせていただきます。三陸支所では、一般消費者及び販売店への販売を引き続き行います。

加盟店・販売店の変更受付中です

震災により、加盟店・販売店の継続が難しい事業所も多いものと思われれます。

変更を希望される方、また加盟店・販売店用の消耗品等が必要な方は、商工会議所本所までご連絡願います。



交換・販売の場所と時間

- 大船渡商工会議所
本所仮事務所（サンリア2F）
TEL 0192-26-2141
月曜日～金曜日（午前9時～午後5時）
- 三陸支所
TEL 080-1661-0275
月曜日～金曜日（午前10時～午後4時）

No.332 2011年6月 いざおし工商

がんばろう大船渡 Never Give Up



No.332

6月号

(震災復興特別号 第1号)

東日本大震災で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。当商工会議所本所も津波に被災し、コンピュータ等の情報機器をはじめ重要書類・データを流出するなど多くを失いました。会員の皆様大変ご迷惑をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。現在、大船渡商工会議所の本所はサンリアショッピングセンター2Fに事務所を設置して運営しています。お気軽にお越しください。※業務時間など詳しくは巻末をご覧ください。

～再建に向け決意も新たに～
第111回通常議員総会を開催
平成23年度重点事業・震災復興関連相談事業に特化



▲震災後初の開催となった第111回通常議員総会

平成23年6月15日、シーパル大船渡にて第111回通常議員総会が開催されました。

震災後初めてとなった今総会はこのべ76名が参加。震災の影響により年度末に行われる新年度の事業計画と予算を審議する通常総会と毎年6月に行われる事業報告と決算を審議する通常総会を同時開催し行われました。総会の冒頭に犠牲者への黙祷が行われた後、齊藤俊明会長が挨拶。「今なお避難生活を強いられている経営者も多く、事業再開の目途が立たず事業廃止など瀬戸際に立たされている一方、事業再建に向けて必死に戦っている経営者も多く、被災者の生活支援とあわせて早急で強力な中小企業支援に取り組む必要性が迫られてお

ります。今こそ商工会議所をあげてまちの復旧復興に向け力強く取り組んでいきたい。」と述べました。

続いて平成22年度決算、平成23年度予算など多くの議案が満場一致で承認されました。総会の終了後には意見交換会が行われ、各業種の現状などが話し合われました。

震災関連

中小企業ワンストップ相談会をご利用下さい

商工会議所では震災によって中小企業事業者が抱える金融、法律、労務、税務、経理などの問題に対し、専門家を一堂に会してワンストップ無料相談会を下記のとおり開催いたします。（次回の開催日：8月3日）

日時 7月6日(水) 午前10時～午後4時

場所 大船渡商工会議所(サンリア内2階)

- 相談員**
- 金融** 国、県の災害貸付融資制度、市の融資制度について
 - 日本政策金融公庫国民政策事業職員
 - 岩手県信用保証協会大船渡支所職員
 - " 中小企業事業職員
 - 大船渡市商工観光物産課担当職員
 - 法律** 震災による法律問題（債権回収、賃貸契約等）について
 - 小笠原一男弁護士
 - 労務** 震災による雇用問題（解雇、助成金、就業規則、労災保険等）について
 - 杉村社会保険労務士
 - 大船渡商工会議所担当職員
 - 税務** 震災による未申告、法人決算、消費税、経理全般について
 - 大船渡商工会議所 経営指導員
 - 経営** 震災による今後の事業展開や新規開業、新事業展開、中小機構による仮設店舗・工場整備・貸与事業等について
 - 中小企業支援ネットワークアドバイザー 岡晶子氏
 - 中小企業整備基盤機構担当職員

お申し込み及びお問い合わせ先 相談会当日は混雑が予想されますので、相談を希望される方は前日までに電話にてお申し込み願います。（大船渡商工会議所本所 TEL0192-26-2141）

※会議所では上記の「中小企業ワンストップ相談会」以外にも常時ご相談を承っております。また、会員の皆様の住所・電話番号等に変更がありましたら商工会議所（0192-26-2141）までご連絡下さい。

会議所運営情報

現在、大船渡商工会議所本所はサンリアショッピングセンター2階に仮事務所を設置して運営しています。三陸支所は従来の場所で運営していますが、業務時間と電話番号が変更になっております。

■大船渡商工会議所 本所仮事務所

〒022-0003
大船渡市盛町字町10-11
サンリアショッピングセンター内
業務時間 9:00～17:20(土・日・祝祭日除く)
TEL 0192-26-2141 FAX 0192-27-1010
Email : ofunato@chive.ocn.ne.jp

■三陸支所

〒022-0101
大船渡市三陸町越喜来字肥の田29-3
業務時間 10:00～16:00(土・日・祝祭日除く)
TEL 080-1661-0275

アクサ生命保険株大船渡営業所からのお知らせ

固定電話が復旧しました。
TEL 0192-27-5744 FAX 0192-27-6966
住所は会議所本所仮事務所と同じサンリア2F

検定試験のご案内

検定	級	試験日	受付期間
簿記	1～4級(129回)	H23年11月20日(日)	9月30日(金)～10月21日(金)
	2～4級(130回)	H24年2月26日(日)	1月10日(火)～1月27日(金)
販売士	2級(39回)	H23年10月5日(水)	8月19日(金)～9月12日(月)
	1級(39回)	H24年2月15日(水)	12月15日(木)～1月23日(月)
	3級(69回)		
珠算	1～3級(193回)	H23年10月23日(日)	8月22日(月)～9月16日(金)
	1～3級(194回)	H24年2月12日(日)	12月5日(月)～1月12日(木)

受験料

	1級	2級	3級	4級	試験開始時間
簿記	7,500	4,500	2,500	1,600	◆9:00～簿記(1級・3級) 珠算(1級～3級)
販売士	7,500	5,500	4,000	—	◆9:30～販売士 (1級～3級)
珠算	2,040	1,530	1,330	—	◆13:30～簿記(2級・4級)

各検定の会場は**大船渡東高等学校**になっています。

お申し込みは大船渡商工会議所本所
(サンリア2F TEL0192-26-2141)まで。

発行責任者 大船渡市中小企業特別対策室大船渡分室長
大船渡商工会議所ホームページアドレス http://www.ofunato.or.jp

復興支援情報

今回の「商工しおさい」では、災害復興支援に関わる各種資料を同封いたしました。下記で紹介した内容は同封した資料に詳細が記載してありますので、ご覧ください。

○資金繰り支援(融資)関係

■東日本大震災復興特別貸付

震災により直接・間接被害を受けた中小企業者を対象とした長期・低利の融資制度です。
 貸付限度額：4,800万円
 貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内(据置期間：最大3年)
 貸付利率：2.15%(貸付期間5年以内の基準利率 平成23年5月末現在)
 お問い合わせ先：日本政策金融公庫一関支店 TEL 0191-23-4157
 ※「中小企業向け支援策ガイドブック」7・8ページ参照



■マル経融資

商工会議所の会員で小規模事業者の方が無担保・無保証で利用できる融資です。迅速な復興資金の供給を行う観点から提出書類の簡素化などを行っています。

震災対応特枠

貸付限度額：通常枠(1,500万円)とは別枠で1,000万円
 貸付期間：設備資金10年以内(据置期間 2年以内)
 運転資金7年以内(据置期間1年以内)
 貸付金利：0.95%(平成23年5月末現在)
 お問い合わせ先：大船渡商工会議所本所 (TEL 0192-26-2141)
 ※「中小企業向け支援策ガイドブック」9ページ参照



■東日本大震災復興緊急保証

金融機関から事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする制度です。

保証限度額：無担保8,000万円、最大で2億8千万円
 保証料率：0.8%以下
 保証人：代表者保証のみ
 お問い合わせ先：岩手県信用保証協会大船渡支所 (TEL 0193-23-9171)
 ※「中小企業向け支援策ガイドブック」10ページ参照



■災害関係保証

金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。

保証限度額：無担保8,000万円、最大で2億8千万円
 保証料率：概ね0.7%~1.0%
 保証人：代表者保証のみ
 お問い合わせ先：岩手県信用保証協会大船渡支所 (TEL 0193-23-9171)
 ※「中小企業向け支援策ガイドブック」11ページ参照



○所得税関係

■申告・納付などの期限延長

大震災により申告・納付などを期限までにできない方は、その期限が延長されます。地域指定による延長と個別の申請による延長があります。

お問い合わせ先：大船渡税務署 (TEL 090-7333-2100)
 ※「東日本大震災により被害を受けられた方へ」1ページ参照

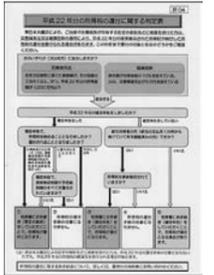


■所得税の軽減または免除

大震災により住宅や家財などに被害を受けた方は所得税の軽減または免除を受けることができます。

※「東日本大震災により被害を受けられた方へ」2ページ参照
 また、給与収入のみの方で住宅や家財などに被害を受けた方は、平成22年分の源泉徴収された所得税等の還付を受けられる場合があります。判定表を同封いたしましたので、ご確認ください。

お問い合わせ先：大船渡税務署 (TEL 090-7333-2100)
 ※「平成22年分の所得税の還付に関する判定表(給与取得のみの方用)」参照



○労働者の方へ

■未払い賃金の立替払制度

勤めていた会社や事業主が被害をうけて事実上の倒産状態となり、3月の賃金が未払いの場合は、国が事業主に代わって未払いとなっている賃金(2万円以上)を立替えて支払う制度があります。

※詳しくは大船渡労働基準監督署(0192-26-5231)監督課にご相談ください。

■「労災保険の請求」

仕事中や通勤途中で津波で被災し負傷した場合は、労災保険で治療費等の補償が受けられる場合があります。また、労働者が死亡又は行方不明となった場合は、遺族の方などに労災保険の補償があります。

※詳しくは大船渡労働基準監督署(0192-26-5231)労災課にご相談ください。

中小企業被災資産修繕費補助事業

市町村が行う東日本大震災により被災した中小企業の店舗・工場等の早期再開に対する補助事業に要する経費に対して補助する制度があります。

お問い合わせ先：大船渡市役所商工観光物産課
 (TEL 0192-27-3111)

※「中小企業被災資産修繕費補助事業について」

参照



▲今回同封した資料